



第 1 部 健康福祉部の概要



第1章 組織のあらまし

第1 組織機構

1 部の沿革

昭和40年4月、地方自治法一部改正に伴い、東京都から保健所業務の一部（定期予防接種、結核住民検診、母子健康手帳の交付など）及び、福祉事務所が区に移管された。また、区で初の部制を実施し、保健所業務を所管するため区民部区民課保健係を、福祉事務所業務などを所管するため福祉部の前身、厚生部を新設した。さらに、昭和50年4月の地方自治法一部改正に伴い、東京都から中野保健所・中野北保健所が区に移管されたことに伴い、保健衛生部を新設した。

いく度かの機構改革を経て、平成13年4月には、区民の身近な地域で総合的な保健福祉サービスを提供できるよう保健衛生部と福祉部を統合し、保健福祉部を新設した。

平成16年4月の組織改正では、目標と成果による区政運営の考え方のもと、部（分野・施策・事務事業）の目標を明らかにした体系を定め、その目標達成に向けた組織に改編した。

平成23年4月の組織改正では、新しい中野をつくる10か年計画（第2次）の効率的、効果的な実現、大規模プロジェクトの推進、ワンストップサービスへの取組などを展開していくとの考え方のもと、区の組織を大幅に改編した。

保健福祉部の保険医療分野及び介護保険分野を区民サービス管理部に移管し、中部すこやか福祉センター、各保健福祉センター及び福祉推進分野の一部事務（民生児童委員、地域支えあいネットワーク推進など）を地域支えあい推進室に移管、また、保健所の生活衛生分野を環境部に移管した。保健福祉部を改編した健康福祉部では、子ども家庭部から食育関係事業、教育委員会事務局から生涯学習関係施策の移管を受けるとともに、部経営分野と福祉推進分野を統合し、新たな福祉推進分野としたうえ、介護保険分野から介護基盤整備事業の移管を受けた。

平成31年4月の組織改正では、部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置した。

文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管した。健康福祉部では、旧政策室からオリンピック・パラリンピック推進施策、区民部から保健事業施策、環境部から衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受けた。

これまでの組織改正の主な経過は次のとおりである。

- 昭和40年4月 ・東京都から保健所業務の一部及び福祉事務所が区に移管
・区民部区民課保健係、厚生部を新設。厚生部は、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課、福祉事務所の4課1所
- 昭和43年10月 ・中野区役所改築。保健係を区民部区民課から区民部管理課に移管
・厚生部国民健康保険課と国民年金課を統合し、保険年金課を新設
- 昭和45年4月 ・保育所業務の増大に対応するため、厚生部保育課を新設
- 昭和48年5月 ・区民部区民課「保健係」を「防除指導係」に改め、そ族・昆虫駆除の事務を担当し、それ以外の事務については福祉部管理課が担当
・厚生部を福祉部と児童部に分割。福祉部は、管理課、福祉課、保険年金課、福祉事務所の3課1事務所。児童部（児童課、保育課）で保育園措置を含む児童福祉関係を担当
- 昭和50年4月 ・東京都から中野保健所、中野北保健所が区に移管
・福祉部の保健衛生部門を新設の保健衛生部に統合

- 昭和50年 7 月 ・ 老人福祉の一層の充実を図るため福祉部老人福祉課を新設
- 昭和53年 5 月 ・ 大福祉事務所制に基づく福祉部の機構改革を実施。福祉部は福祉事務所との複合組織として、保護課、老人福祉課、福祉課、保険年金課の4課構成となる。
- 昭和54年10月 ・ 障害者福祉会館を開設
- 昭和55年 1 月 ・ 鷺宮保健相談所を開設
- 昭和55年 3 月 ・ 障害者福祉作業所、授産場が東京都から区に移管
- 昭和56年 4 月 ・ 国際障害者年を契機に、障害のある人への福祉の一層の充実を図るため、福祉部障害福祉課を新設
- 昭和57年 8 月 ・ 衛生試験所を開設
- 昭和57年12月 ・ 保健衛生部に「老人保健担当副主幹」を配置
- 昭和58年 4 月 ・ 南部保健相談所を開設
- 昭和58年 6 月 ・ 保健衛生部「健康課」を「保健衛生課」に改め、「庶務係」「保健計画係」「防除指導係」を置くとともに、「健康課」を新たに新設し、「成人保健係」「母子保健係」「訪問指導係」を配置（訪問指導係は福祉部老人福祉課に移管）
- 昭和60年 4 月 ・ 保健所「総務課」と「衛生課」を統合し、「総務衛生課」を配置
- 昭和61年 4 月 ・ 児童青少年部の廃止などの全庁的な組織改正の一環として、福祉部福祉課から保健衛生部健康課に「医療助成係」を移管
- ・ 児童青少年部保育課を福祉部の所管として、保険年金課を福祉部から区民部に移管。これにより、福祉部は福祉六法にかかわる事務をほぼすべて所掌。また、中野福祉作業所を障害福祉課の所管とする。
- 平成 3 年 4 月 ・ 福祉部「老人福祉課」を「高齢福祉課」に名称変更
- 平成 4 年 4 月 ・ 保健衛生部「保健衛生課」を「保健計画課」に名称変更
- 平成 5 年 4 月 ・ 保健衛生部に「保健施設整備担当副参事」を配置
- 平成 7 年 2 月 ・ 精神障害者社会復帰センターを開設
- 平成 9 年 4 月 ・ 保健衛生部に「地域保健推進担当課長」を設置
- ・ 福祉部の組織再編。福祉計画課、生活援護課、福祉事業課、保健福祉課、保育課、障害者福祉会館の5課1館と福祉サービス事業団担当課長、中部保健福祉センター開設準備担当課長、保健指導担当課長を配置
- 平成 9 年 9 月 ・ 中部保健福祉センターを開設
- 平成10年 1 月 ・ 介護保険導入に向け、介護保険準備担当課長を配置
- 平成10年 4 月 ・ 「中野・中野北両保健所」を合併し「中野区保健所」を設置。「保健衛生部＝中野区保健所」を統合
- ・ 「中野・中野北両保健所の総務衛生課」を合併し、「生活衛生課」を設置するとともに、「中野保健所予防課」を総括機能を有する「予防一課」、「中野北保健所予防課」を「予防二課」とする。「衛生試験所」を「保健計画課」に統合
- ・ 福祉部に北部保健福祉センター開設準備担当課長を配置
- 平成10年 7 月 ・ 保健衛生部次長を廃止
- 平成10年 9 月 ・ 北部保健福祉センターを開設
- 平成11年 4 月 ・ 福祉部に介護保険準備課を新設
- 平成12年 4 月 ・ 介護保険制度開始に伴い福祉部に介護保険担当部長を配置し、介護支援課、介護保険課を新設、中部・北部保健福祉センターを保健福祉センターに統合
- 平成13年 4 月 ・ 保健衛生部と福祉部を統合し、「保健福祉部」を新たに設置
- ・ 部の構成は、保健福祉課、生活援護課、福祉事業課、介護保険課、介護支援課、障害者福祉会館、健康推進課（保健計画課と健康課を統合）、生活衛生課、保健予防課（予防一課と予防二課を統合）、保健福祉センター、北部保健福祉相談所（予

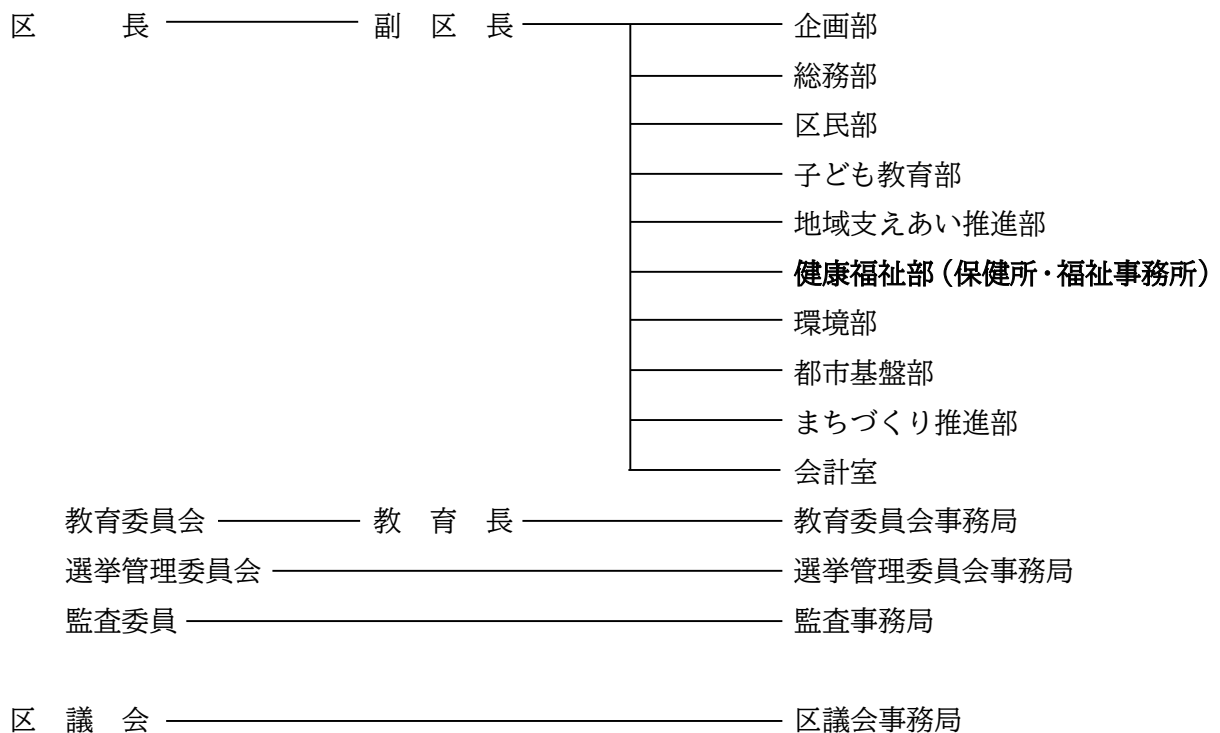
防二課を改める)、南部保健福祉相談所(南部保健相談所を改める)、鷺宮保健福祉相談所(鷺宮保健相談所を改める)に変更

なお、保育課は、地域センター部所管とする。

- 平成15年4月
 - ・福祉事業課と介護支援課を廃止し、新たに高齢福祉課と障害福祉課を設置
 - ・保健福祉センターを中部保健福祉センターに、北部保健福祉相談所を北部保健福祉センターに、南部保健福祉相談所を南部保健福祉センターに、鷺宮保健福祉相談所を鷺宮保健福祉センターに名称変更するとともに、健康推進課とあわせ、保健所組織から除く。
- 平成16年4月
 - ・目標と成果による区政運営の考え方のもと部の事務分掌を分野に区分し、課制を廃止
 - ・母子保健などの子ども関係事務を新設の子ども家庭部に移管するとともに、新たに国民健康保険関係事務及び公害関係事務の移管を受ける。
- 平成17年4月
 - ・公害関係事務を区民生活部に移管
 - ・かみさぎこぶし園に指定管理者制度を導入
- 平成18年4月
 - ・健康づくり分野と高齢福祉分野を統合し、新たに健康・高齢分野を設置するとともに、高齢者会館等の所管を各保健福祉センターとする。また、保健福祉分野を地域ケア分野に改編するとともに、保健福祉センターに配置していた高齢者及び障害者担当のケースワーカーを地域ケア分野及び障害福祉分野の所属とする。
 - ・生活寮に指定管理者制度を導入
- 平成19年4月
 - ・後期高齢者医療制度の創設などに対応するため、保険医療分野に、新たに医療制度改革担当を設置
- 平成20年4月
 - ・健康・高齢分野と地域ケア分野を再編し、新たに健康推進分野と福祉推進分野を設置
 - ・大気汚染医療費助成関係事務が子ども家庭部から移管
- 平成21年4月
 - ・障害者福祉会館に指定管理者制度を導入
- 平成22年7月
 - ・中部保健福祉センターを廃止し、その機能も含めた中部すこやか福祉センターを仲町小学校跡に開設
- 平成23年4月
 - ・保健福祉部を改編し、「健康福祉部」を新たに設置
 - 部の構成は、福祉推進分野、保健予防分野、健康推進分野、障害福祉分野、生活援護分野、学習スポーツ分野の6分野とする。
 - なお、健康推進分野を保健所組織とする。
 - ・仲町就労支援事業所を指定管理者制度により開設
- 平成24年4月
 - ・中野福祉作業所に指定管理者制度を導入
- 平成25年4月
 - ・生活援護分野に生活保護施策を担当する副参事(執行責任者)を新設
- 平成26年4月
 - ・健康推進分野と学習スポーツ分野を統合し、新たに健康・スポーツ分野とする(部の構成は5分野)
 - 健康推進分野の区民健診等業務は保健予防分野へ移管
 - ・福祉推進分野に臨時福祉給付金等を担当する副参事(執行責任者)を新設
 - ・弥生福祉作業所に指定管理者制度を導入
- 平成29年4月
 - ・健康・スポーツ分野を健康推進分野と文化・スポーツ分野とし、部の構成は、福祉推進分野、健康推進分野、保健予防分野、文化・スポーツ分野、障害福祉分野、生活援護分野の6分野とする。
 - ・保健予防分野の区民健診等業務は健康推進分野に移管
- 平成30年4月
 - ・臨時福祉給付金給付担当を廃止
 - ・中野福祉作業所を廃止

- 平成 31 年 4 月
 - ・部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置
 - ・文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管するとともに、新たにオリンピック・パラリンピック推進施策、保健事業施策、衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受ける。
 - ・部の構成は、福祉推進課、スポーツ振興課、障害福祉課、生活援護課、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 7 課とする。
 - ・健康推進分野は保健企画課に名称変更し、保健所に移転
保健所は、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 3 課体制とする。
 - ・保健事業施策を保健企画課に移管
 - ・生活援護課に生活保護担当課長を、保健企画課に地域医療連携担当課長を新設
- 令和 3 年 1 月
 - ・保健予防課に新型コロナウイルスワクチン接種担当を新設
- 令和 3 年 4 月
 - ・保健所に保健所次長を新設
- 令和 3 年 6 月
 - ・生活援護課に生活自立支援金給付担当を新設
- 令和 4 年 4 月
 - ・スポーツ振興課のオリンピック・パラリンピック推進施策を廃止
 - ・子ども教育部より子ども発達支援施策の移管を受け、障害福祉課に障害福祉サービス担当課長を新設
- 令和 4 年 7 月
 - ・障害福祉課に基幹相談支援係を新設
- 令和 5 年 4 月
 - ・生活援護課の生活自立支援金給付担当を廃止
- 令和 6 年 4 月
 - ・保健予防課保健予防係に予防接種担当係長を新設。新型コロナウイルスワクチン接種担当を廃止

2 区の組織図



3 部の組織及び所管事業

(1) 福祉推進課<福祉事務所>

福祉推進		
	1 庶務	
	1 管理事務	部の管理事務
	2 高齢・障害福祉システム管理	高齢・障害福祉システム管理
	3 苦情調整	福祉サービス苦情調整委員 民間福祉サービス紛争調整事業 障害者差別解消法相談窓口
	2 健康福祉企画	
	1 健康・福祉計画	計画調整
	3 高齢者専門相談	
	1 高齢者専門相談	高齢者困難事例等専門相談 緊急一時宿泊事業 高齢者施設措置
	4 地域福祉推進	
	1 地域福祉活動推進	地域福祉活動支援 社会福祉会館管理 権利擁護推進
	2 公衆浴場助成事業等	公衆浴場助成事業等
	3 犯罪被害者等支援	犯罪被害者等相談支援
	5 社会福祉法人指導	
	1 社会福祉法人指導	社会福祉法人指導 社会福祉連携推進法人指導

(2) スポーツ振興課

スポーツ振興		
	1 スポーツ活動	
	1 スポーツ活動	スポーツ・健康づくり推進計画 スポーツ団体援助 スポーツ事業 小中学校施設開放 スポーツ推進委員
	2 スポーツ環境整備	
	1 スポーツ環境整備	スポーツ施設調整

(3) 障害福祉課<福祉事務所>

障害福祉		
1 障害者施策推進		
	1 障害者施策推進	
		障害者施策推進
	2 障害者就労支援	
		障害者の就労・雇用促進
2 在宅福祉		
	1 障害者手当等	
		障害者手当等
	2 地域生活支援	
		日常生活支援サービス
		地域生活支援サービス
		意思疎通支援
3 認定給付		
	1 自立支援給付	
		介護給付・訓練等給付
		補装具給付
		更生医療給付等
		自立支援給付等調整
4 障害者相談		
	1 障害者相談	
		障害者相談
5 障害者支援		
	1 障害者支援	
		障害者支援
6 基幹相談支援		
	1 基幹相談支援	
		基幹相談支援
7 障害者施設		
	1 障害者施設基盤整備	
		障害者施設整備等支援
	2 障害者施設運営	
		障害者施設運営
	3 障害者等歯科医療	
		障害者等歯科医療
8 子ども発達支援		
	1 子ども発達支援	
		子ども発達支援調整
		障害児通所給付
		児童相談所設置市事務
		障害児支援施設運営

(4) 生活援護課<福祉事務所>

生活援護		
1 生活保護		
	1 生活保護	
		生活保護
		高齢者保護
		医療・介護
2 生活援護推進		
	1 生活援護推進	
		生活援護推進
		生活援護調整
3 生活相談		
	1 生活相談	
		生活相談・女性相談
		ホームレス対策等
4 自立支援		
	1 自立支援	
		就労等自立支援
		資金貸付

(5) 保健企画課<保健所>

保健企画		
1 保健企画		
	1 保健企画	
		生活習慣病予防対策
		健康づくり支援
2 区民健診		
	1 がん等健診	
		がん等健診
3 保健事業		
	1 特定健診・保健指導	
		特定健診・保健指導
	2 国保保健事業	
		国保保健事業
4 医療連携		
	1 地域医療	
		地域医療支援
		救急医療体制支援

(6) 保健予防課<保健所>

保健予防		
1 保健予防		
	1 保健予防	
		予防対策
		大気汚染医療費助成
2 結核・感染症予防		
	1 結核・感染症予防	
		結核予防
		感染予防
3 精神保健支援		
	1 精神保健支援	
		精神保健支援

(7) 生活衛生課<保健所>

生活衛生		
1 衛生環境		
	1 衛生環境	
		衛生害虫等の防除指導
	2 愛護動物との共生推進	
		狂犬病の予防・蓄犬登録
		ペットの適正飼養
2 食品衛生		
	1 食品衛生監視	
		食品衛生監視
	2 食品の安全確保	
		食品の安全確保対策の推進
3 医薬環境衛生		
	1 医務薬事監視	
		医務薬事監視
	2 環境衛生監視	
		環境衛生監視
	3 試験検査	
		衛生検査

4 部の職員配置

令和8年4月1日現在現員

	用除数 (短時間再任)	職										務										短時間再任用
		医師	一般事務	福祉	衛生	診療放射線	歯科衛生士	作業療法士	検査技術	栄養士	保健師	看護師	介護指導	家庭奉仕	調理	用務	社会教育	学芸員	事務業務			
健康福祉部長	1		1																			
保健所長	1	1																				
福祉推進課	25		21	3							1											
スポーツ振興課	11		11																			
障害福祉課	60		38	19							3								1			
生活援護課	131		77	54															2			
保健企画課	17		14							2	1											
保健予防課	23	2	10		1	2					8											
生活衛生課	30		4	1	25																	
計	299	3	176	77	26	2	0	0	0	2	13	0	0	0	0	0	0	0	3			

※衛生は、食品衛生監視・保健衛生監視

◎管理職 11人（医師2人、事務8人、福祉1人）

○一般職 288人（常勤再任用含む）

5 部の所管施設

●福祉推進課所管施設

施設名称（所在地）	施設詳細
社会福社会館（スマイルなかの） （中野区中野5-68-7）	社会福祉に関する区民の自主的活動を支援し、障害者の福祉の向上を図ることを目的として設置された複合施設であり、中野区社会福社会館条例第2条により、次の施設を置く。 ①社会福祉事業施設 ②障害者社会活動センター ③精神障害者地域生活支援センター ④障害者・要介護高齢者等歯科保健施設 ⑤会議室等 施設詳細については、22ページを参照。

●スポーツ振興課所管施設

施設名称（所在地）	施設詳細
中野区立総合体育館 （中野区新井3-37-78）	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室1、多目的室2、武道場1、武道場2、会議室1、会議室2、トレーニングルーム、ランニングコース、カフェ、駐車場、平和資料展示室
上高田運動施設 （中野区上高田5-6-1）	野球場（人工芝）、庭球場（人工クレー）、会議室、駐車場
哲学堂運動施設 （中野区松が丘1-34-28）	野球場（人工芝）、庭球場（人工芝）、弓道場、会議室、駐車場
妙正寺川公園運動広場 （中野区松が丘1-33）	広場（ダスト舗装）
中部スポーツ・コミュニティプラザ （中野区中央3-19-1）	体育館、多目的ルーム、屋外運動広場、トレーニングルーム
南部スポーツ・コミュニティプラザ （中野区弥生町5-11-26）	体育館、多目的ルーム、温水プール、トレーニングルーム
鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ （中野区白鷺3-1-13）	体育館、温水プール、子ども用プール、多目的ルーム、第1会議室、ミーティングルーム

●障害福祉課所管施設

施設名称（所在地）	事業内容等
障害者福祉会館 （中野区沼袋2-40-18）	①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護） ②自立訓練（障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）） ③地域活動支援センターⅡ型 ④入浴サービス ⑤講座・講習会 ⑥自主サークルの支援 ⑦施設提供事業〔多目的室・スポーツ訓練室・調理実習室・音楽室・図書室（福祉図書）・作品展示ギャラリー（アルモニー）〕
かみさぎこぶし園 （中野区上鷲宮1-21-30）	①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
仲町就労支援事業所 （中野区中央3-19-1）	①就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援） ②就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）
精神障害者地域生活支援センター（せせらぎ） （中野区中野5-68-7スマイルなかの6階）	①生活相談（生活上の悩みや不安についての電話・面接相談、ピアカウンセリング） ②心の相談室（臨床心理士によるカウンセリング） ③居住サポート事業（入居困難な方に対する入居、居住のための支援） ④地域活動支援センターⅠ型（通所事業・オープンスペース）
弥生福祉作業所 （中野区弥生町4-36-15）	①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護） ②就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援） ③就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）
スマイル歯科診療所 （中野区中野5-68-7スマイルなかの7階）	一般の歯科診療所での診療が困難な障害者等で通院が可能な方に下記事業を実施。 ①歯科診療 ②摂食機能訓練 ③口腔衛生指導及び相談 ④訪問診療歯科医の紹介
療育センターアポロ園 （中野区江古田4-43-25）	①療育相談事業 ②児童発達支援事業 ③保育所等訪問支援事業 ④障害児相談支援事業 ⑤一時保護事業 ⑥おもちゃライブラリー事業 等
重度・重複障害児通所支援施設（子ども発達センターたんぽぽ） （中野区丸山1-17-2）	①児童発達支援事業 ②放課後等デイサービス事業 ③一時保護事業 ④居宅訪問型児童発達支援事業 等
知的・発達等障害児通所支援施設（放課後デイサービスセンターみずいろ） （中野区丸山1-17-2）	①放課後等デイサービス事業 ②一時保護事業 等
南部障害児通所支援施設（療育センターゆめなりあ） （中野区弥生町5-5-2）	①療育相談事業 ②児童発達支援事業 ③保育所等訪問支援事業 ④放課後等デイサービス事業 ⑤障害児相談支援事業 ⑥一時保護事業 等

第2 健康福祉部が所管する附属機関・補助機関

1 附属機関

(1) 中野区健康福祉審議会【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る重要な計画や施策の連携・総合化のための基本指針、介護保険事業の充実・改善、健康増進に資するスポーツ活動の推進に関することを調査審議する。

また、諮問に対する答申のほか、保健医療、社会福祉及び健康増進に関して、区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、スポーツ団体関係者、区民のうちから区長が委嘱する委員38人以内。

任 期・・・3年

(2) 中野区福祉サービス苦情調整委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・福祉サービスの適用に係る区民の苦情の申立てを受け、その申立て事項について調査、審査するとともに、是正を求める意見の表明などを行う。

組 織・・・人格が高潔で、福祉、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員4人以内。

任 期・・・2年

(3) 中野区民間福祉サービス紛争調停委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停を行うとともに、場合により区長による勧告を求める。

組 織・・・人格が高潔で、福祉及び法律に関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人以内。

任 期・・・2年

(4) 中野区感染症診査協議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、感染症法に基づく就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者の医療費公費負担に関し必要な事項を審議する。

組 織・・・感染症指定医療機関の医師1人以上。感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）1人以上。法律に関し学識経験を有する者1人以上。医療及び法律以外の学識経験を有する者1人以上。4人以上12人以下の委員。

任 期・・・2年

(5) 中野区大気汚染障害者認定審査会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定にかかる必要な調査審議を行い、区長に意見を述べる。

組 織・・・医学に関し学識経験のある者のうちから区長が委嘱する委員10人以内。

任 期・・・2年

(6) 中野区自殺対策審議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、自殺対策計画の策定及び変更に関する事項、その他自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項について審議し、答申する。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、関係行政機関の職員、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員20人以内。

任 期・・・3年

(7) 中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・障害支援区分の審査及び判定等の業務を行う。

組 織・・・障害のある人等の保健または福祉に関する学識経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員30人以内。

任 期・・・2年

(8) 中野区障害者差別解消審議会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に係る区の方針、障害を理由とする差別の解消に係る啓発活動、その他障害を理由とする差別の解消に関する取組に必要な事項について審議し、意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、関係団体が推薦する者、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内。

任 期・・・3年

(9) 中野区食品安全委員会【所管：生活衛生課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、食品の安全確保に関する重要な事項について調査審議し食品の安全確保を推進するために必要な事項について区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、営業者団体が推薦する者、消費者団体が推薦する者、公募による区民のうちから区長が委嘱する委員15人以内。

任 期・・・2年

(10) 中野区災害弔慰金等支給審査委員会【所管：生活援護課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議し、答申する。

組 織・・・医師、弁護士、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内。

任 期・・・2年

2 補助機関

中野区の福祉施策のあり方について調査研究するため、地方自治法第174条の規定に基づく「中野区福祉問題専門委員」の設置規定を設けている（中野区専門委員の設置等に関する規則）。